



法令相談室から

# 新型コロナウイルス感染症を めぐる裁判例

全国市長会顧問弁護士

石津廣司 いしづひろし

## 1 はじめに

わが国では、令和二年二月以降、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、自治体は、国とともに様々な対策をとってきた。

そのなかで自治体の対策・対応の適否が裁判で争われてきており、争われる局面も多岐にわたっている。

新型コロナウイルス感染症の感染が完全になくなるには今後、期間を要するものと思われ、自治体の対応が必要な状況は続くものと思われる。

本稿は、これまで裁判所が、新型コロナウイルス感染症に対して自治体のとってきた対応について、どのような判断を示してきたかを紹介するものである。

## 2 店名公表措置

（二審徳島地裁令和五年一月二五日判決、控訴審高松高裁令和五年七月一三日判決、上告審最高裁令和六年六月二六日決定）

本件は、新型コロナウイルス感染者が立寄った飲食店の店名を、県知事が飲食店経営者の同意なく、公表した措置の適法性が争われた事案である。

感染症法一六条一項は、厚生労働大臣及び都道府県知事は、収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により公表しなければならないと

定めている。本件は、県知事が右規定に基づいて飲食店の店名を公表したものであるが、当該飲食店経営者の同意がなかったことから、公表措置の適法性が争われたものである。

一審徳島地裁令和五年一月二五日判決（判例自治五一〇号一五八頁）は、感染症法一六条一項、厚生労働省健康局結核感染症課・令和二年二月二七日事務連絡「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策推進本部」令和二年七月二八日事務連絡「新型コロナウイルスが発生した場合の状況の公表について（補足）」に基づいて、県知事が飲食店経営者の同意なしに店名を公表した措置の違法性を否定し、控訴審高松高裁令

和五年七月一三日判決（判例自治五一〇号一四七頁）も飲食店経営者からの控訴を棄却し、上告審最高裁令和六年六月二六日決定（判例自治五一二号一九一頁・訴訟情報）は飲食店経営者からの上告を退けた。

本件で裁判所は、店名公表措置については同意を要するとの主張を認めなかったものであるが、同時に、店名公表については、公表目的の正当性、公表の必要性及び公表方法の相当性に照らして相当であることが求められているとし、無条件に店名公表の違法性を否定したものではないことに留意すべきである。

### 3 マスク着用

（一審釧路地裁令和四年三月二九日

判決、控訴審札幌高裁令和五年三月

一四日判決、上告審令和六年一月

二四日決定）

本件は、町議会の議会運営委員会において、マスクの着用を含む新型コロナウイルスの感染対策の方針が確認され、その後の全員協議会において同方針について申し合せを行ったところ、一名の町議者がマスクを着用せずに議場で発言し、議長が同町議に対し退去を求め、発言を禁止したため、議長の右措置の適法性が争

われたものである。

一審釧路地裁令和四年三月二九日判決（判例自治四九四号一七頁）は、町議会の議会運営委員会及び全員協議会は法的に「処分」を行ったものではなく、また、議長の退去命令、発言禁止命令も法的には「処分」に該当せず、何れも処分取消の訴えの対象となるものではなく、さらに退去命令、発言禁止命令の違法を理由とする国家賠償法に基づく損害賠償請求については、退去命令、発言禁止命令は議会の内部規律の問題にとどまり、国家賠償法上違法となる余地はないと判断した。

これに対し、控訴審札幌高裁令和五年三月一四日判決（判例自治四九八号九六頁・訴訟情報）は、処分取消の訴えについては一審と同様、処分取消の訴えの対象となるものではないとして一審の訴え却下の判断を是認したが、国家賠償法に基づく損害賠償請求については、発言禁止命令等は当該議員が議場の秩序を乱したことが理由であって、議長の対応が合理性や必要性を欠いたとはいえないとして一審とは異なる理由で訴えを退け、上告審最高裁令和六年一月二四日決定（判例自治五〇九号一七三頁・訴訟情報）は当該議員からの上告を退けている。

本件で裁判所は議員からの訴えをすべて退けているが、国家賠償法に基づく損害賠償請求については一審と控訴審とでその理由づけが異なっていることに留意すべきである。

なお、山形地裁令和六年一月二三日判決（判例自治五〇九号一七三頁・訴訟情報）は、県立養護学校の教諭がマスク着用を拒否し、校長が当該教諭に対しクラス担任から外し、教育活動補助業務に従事することを命じたことの違法性（国家賠償法上の違法）が争われた事案であるが、裁判所は感染防止策のために必要な措置であったとし、当該教諭の訴えを退けている。

### 4 在宅勤務

（控訴審大阪高裁令和四年一月二四

日判決）

本件は、令和二年三月中旬に当時渡航制限の対象ではなかったスイスに滞在した教員が、帰国後、感染拡大を受けて欧州などからの入国者への二週間の自宅待機や交通機関使用の自粛要請が政府から出されてきたことから、校長に相談し、校長の了承を得て、研修名目で在宅勤務することが決定された。ところが、その後、教育委員会から一〇年前の内部通達を根拠に、自

宅での研修は認めないと校長に連絡があり、校長はこれを受けて出勤を命じたが、当該教諭は命令を拒否して在宅勤務を続け、欠勤扱いとされ、給与を減額され、その適否が争われたものである。

一審大阪地裁判決は、校長は新型コロナウイルス感染拡大等の社会情勢を考慮せず、形式的に教育委員会の見解に依拠したものであるとし、右在宅勤務を認めなかったことは著しく妥当を欠くとし、慰謝料を含む損害賠償を命じた。

これに対し、控訴審大阪高裁令和四年一月二四日判決（判例自治五〇九号一七六頁・訴訟情報）は一審判とは異なり、在宅勤務中の教諭に校長が出勤を指示するまでの三日分の給与についてのみ市に支払義務があることを認めた。

一審と控訴審で判断がわかれているが、本件では明示的に出勤を命じており、その命令に重大・明白な瑕疵があったとまではいえず、出勤命令以降の給与減額に違法がないとした控訴審の判断は正当であろう。

## 5 営業停止

（東京地裁令和四年五月一六日判決）

本件は、都知事が、新型インフルエンザ緊急事態宣言期間中に行った営業時間

短縮の協力要請に応じなかった飲食事業者に対する営業停止命令の適法性が争われた事案である。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）は、四五条により、新型インフルエンザ緊急事態における住民に対する協力要請（一項）、施設管理者に対する措置要請（二項）、施設管理者に対する措置命令（三項）を規定しているところ、令和二年二月以降、新型コロナウイルス感染症が急拡大し、同年三月一三日、特措法の一部改正により、新型コロナウイルス感染症は暫定的に新型インフルエンザ等とみなされ、同感染症に特措法が適用されることになり、その後、令和三年二月一三日、特措法の一部改正により、新型コロナウイルス感染症が感染症法六条七項の感染症の疾患に加えられ、また四五条三項に基づき、都知事は、飲食店等の施設管理者に対し、施設使用制限等の措置を講ずべきことを命ずることができるようになった。本件は、右の令和三年二月一三日の特措法の一部改正後の都知事の措置（施設を午後八時から翌日午前五時までの間の営業のために使用することを停止する）が争われたものであり、当該飲食事業者は都知事の措置が違

法であるとして国家賠償法に基づき都に対し損害賠償請求を行ったものである。

裁判所は、特措法四五条三項は、施設管理者に対する措置命令を、飲食店等の施設管理者が四五条二項の要請に応じないことに加え、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため「特に必要があるとき」に限定しており、施設管理者が四五条二項の要請に応じないことに加え、当該施設管理者に不利益処分を課してもやむを得ないといえる程度の個別の事情があることを要するとし、本件では、措置命令が緊急事態宣言の解除との関係で四日間しか効力を生じないことが確定していたこと等から、右の「特に必要があるとき」には該当しないと判断した。その上で裁判所は、①本件措置命令に違法な目的があったとはいえず、飲食店に対する営業時間短縮の要請は、クラスター発生の起点とみられた飲食を中心とした人の流れを抑制する対策として必要かつ有用なものであった、②本件措置命令は、令和三年二月の特措法の一部改正による四五条三項命令の規定後、最初の発出事例であり、要件該当性判断の当否等の検討の



ために参照すべき先例がなかった、③本件措置命令は、対策審議会における学識経験者からの意見聴取等を踏まえており、手続保障が確保されているところ、本件措置命令の発出の必要性を対策審議会は認めていたとして、過失を否定し、国家賠償法に基づく損害賠償請求を斥けた。右の東京地方裁判所の判断に対しては、原告から控訴がなされたが、その後、控訴が取下げられ、確定している。

## 6 特別定額給付金

(大阪地裁令和三年四月二七日判決)

本件は、新型コロナウイルスの感染症緊急経済対策として実施された特別定額給付金事業において、給付対象者を、基準日において住民登録がされている者等に限定したことの適否が争われた事案である。

裁判所(大阪地裁令和三年四月二七日判決・判例自治四九七号五一頁)は、特別定額給付金給付事業を実施するための仕組みとして、給付基準は事務負担の軽減を図り、迅速に給付を実現しつつ、二重給付を防止する要請を満たすものとして合理的なものであり、また、非住民登録者は、ホームレス等に対する支援制度を利用するなどして、申請期限までに住居を確保

し、特別定額給付金を受給できる一定程度の可能性があったとして憲法一四条一項が禁止する差別的取扱いは当たらないと判断した。

## 7 新型コロナウイルス感染症患者受入れ病床協力金

(大阪地裁令和四年一〇月二八日判決)

本件は、新型コロナウイルス感染症患者受入れ病床協力金に関する事案である。市では、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床の確保を図るため、新型コロナウイルス感染症患者受入れ病床を新設、増設又は拡充した医療機関に対して、交付対象期間ごとに要綱を定めて協力金を交付していたが、協力金の交付をめぐる、紛争が生じたものである。本件では、当該医療機関が更生手続を受けていたことから、主要な争点は、民事再生法上、相殺が許されるかの点であったが、市の協力金支払債務の発生時期等も争いとなった。

裁判所(大阪地裁令和四年一〇月二八日判決・判例自治五〇〇号七三頁)は、本件要綱に基づく協力金は市と医療機関との贈与契約であるところ、当該契約は受入病床運用の完遂を停止条件とする贈与契約であり、また、交付要綱に基づく協力金の

支払債務は、市長による協力金の額の確定をまたずに、交付対象期間中の受入病床運用の完遂によって発生していると判断している。

## 8 情報公開

(名古屋地裁令和五年六月一五日判決)

本件は、新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応の疑いに関する情報公開の事案である。市民が公開を求めたのは、ワクチン接種後に副反応が疑われる事例について医師が国に報告し、国が地方自治体に提供した文書である。市が住民の情報公開請求に対し、個人情報であるなどとして非公開としたため、非公開決定の適法性が争われた。

裁判所(名古屋地裁令和五年六月一五日判決・判例自治五〇一号九四頁・訴訟情報)は、非公開とされた項目のうち患者の接種時年齢、接種日、症状の発症日については接種件数の多さなどから、個人が特定される可能性は抽象的なものにとどまるとして、特定の個人が識別される情報ではないと判断して非公開決定を取消し、あわせて、非公開とした市の決定は知る権利を侵害し、住民は精神的被害を被ったとし、損害賠償も認めた。